

経済産業大臣
資源エネルギー庁長官
村瀬 佳史 殿

先般の依頼書案件に関する追記書面

以前の省庁への調査依頼の提出書面に関係する内容のため、書面にて下記内容を報告いたします。

電気料金一部未払いによる施設内機器に於ける閉栓作業について、暗証番号を必要とする入館施設内管理者が在する当賃貸物件に於いては、共用部分の認識という点に於いても、管理者立ち会いの下に行う必要性があるか否かの閉栓作業(ガス事業法)により、作業開始直前に於ける管理者への作業実施通知義務等は必要か否か、使用者への閉栓通知義務は作業自体を口頭のみではなく書面での終了通知を携行すべき事柄とするが、今般の閉栓作業についてはガス供給会社との折衝の上、未払い電気料金の期日指定に関して了承を得た為、都市ガス閉栓終了書面等の交付は受けていないことから、後者の点については確信を得ない記述とする。

尚、当職にて先般の調査依頼書貴省庁に於ける受付番号等は不明である。

当事者情報

* 登録ガス小売事業番号

登録情報（適格請求書発行事業者登録番号）

T5430001021815

北海道札幌市東区北 7 条東 2 丁目 1 番 1 号

北海道ガス株式会社

* 当案件顧客

北海道札幌市北区北 1 1 条西 3 丁目 2 - 2 3 ノースタウンハウス 2 2 2

高桑 広仁

令和 7 年 12 月 1 日

北海道札幌市北区北 1 1 条西 3 丁目 2 - 2 3 ノースタウンハウス 2 2 2

高桑 広仁

連絡先:011-788-5132 FAX:011-788-5132